

## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「参事」の下に「、経営企画部長」を加え、「、技術評価幹、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長」を「及び技術評価幹」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長  
経営企画部長

第三条第二項ただし書中「午後零時」を「所属長が承認した時間」に改め、同条第五項第一号中「をいう。」を「（第九項及び第六条の二第二項において読み替えて準用する第六条第一項の規定によるものを除く。）をいう。」に改め、同条第九項中「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるように」の下に「、第五条の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第四条第二項中「午後零時」を「所属長が承認した時間」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、所属長は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、管理者が別に定めるところにより、当該職員  
の休憩時間を所属長が承認した時間から一時間とすることができる。

第五条第一項ただし書中「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員（別に定める者に限る。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員については当該職員の申告を考慮して」を削り、同項ただし書を削る。

第六条の二第一項中「この条」を「この項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第九項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。

この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第七条中「八週間」を「四週間」に改める。

第十条第一項中「八週間」を「四週間」に、「十六日」を「八日」に改める。

第十三条の五の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十三条の六 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十三条の七 管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。